

第

4619
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 27日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務調査、帳簿書類の留置き

Q：税務調査の取扱いが変わり、帳簿書類等を税務署員が持って帰ることができるようになったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

来年から、税務調査の取り扱いが、法令上明確化されました。

お尋ねの行為は、留置きといいますが、次の場合に認められることとなっています。

- ①質問検査等の相手方となる者の事務所等のスペースがなく調査を効率的に行うことができない場合
- ②帳簿書類等の写しの作成が必要であるが調査先にコピーがない場合
- ③相当量の帳簿書類等进行检查する必要があるが、必ずしも質問検査等の相手方となる者の事務所等においてその相手方となる者に相応の負担をかけて説明等を求めなくても、税務署や国税局内においてその帳簿書類等に基づく一定の検査が可能であり、質問検査等の相手方となる者の負担や迅速な調査の実施の観点から合理的であると認められる場合

なお、やむを得ず留置く必要がある場合や、留置きが合理的と認められる場合には、その必要性を説明し、提出者の理解と協力の下、承諾を得て実施することとされており、留置く際には「預り証」を交付し、留置く必要がなくなったときは、預り証と引き換えに留置いた帳簿書類等を変換することになっています。

